



交通松前

令和5年7月18日
松前警察署
地域・交通課 交通係

特定小型原動機付自転車について ～いわゆる電動キックボード～

7月1日から法改正され施行されています！

○特定小型原動機付自転車の規格

最高速度 20km/h以下
定格出力 0.6kW以下
車体の大きさ 長さ1.9m以下/幅0.6m以下

○運転資格

運転免許不要
16歳未満は運転不可

○利用する際には

保安基準に適合していなければなりません
※基準を満たすものには性能等確認済シールが貼られています
ナンバープレートを取付しなければなりません
自賠責保険へ加入しなければなりません

○主な交通ルール

乗車用ヘルメットの着用(努力義務)
原則、車道を通行(※自転車道通行可)
道路は左側端を通行
右折はいわゆる二段階右折
指定場所では一時停止
歩行者の優先

上記以外の交通ルールもよく確認して、交通事故や違反のない運転をしましょう。

なお、**3年以内に2回以上一定の違反がある場合、運転者講習の受講**をしなければなりません。